**【Niigata Sado City Startup salon】相談申込書**

**佐渡市役所地域産業振興課**宛**E-mail:ko-kakujyu@city.sado.niigata.jp**

太枠内に必要事項をご記入の上、本申込書をPDF形式で読み取りメールに添付してお申し込みください。

**メールアドレスにお間違いのないよう十分ご注意ください。**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ |  | フリガナ |  |
| 事業所名 |  | 申込者氏名 | （　　　　才） |
| 職位・ご職業 |  |
| 住所 | 〒 |
| 連絡先 | （　　　　　　　　）　　　　　　　－※日中、ご連絡のとれる電話番号をご記入ください。 |
| **E-mail** |  |
| 業種 |  | 創業・設立年月 | 　　　　　　　　　　年　　　　　　　　月 |
| 資本金 | 万円 | 従業員数（除く役員） | 名 | うちパート人数 | 名 |
| 株主構成 | 氏　　名 | 株　　数 | 関　　係 | 役員構成 | 氏　　名 | 役　　職 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |
| 財務内容 | 直近（ 　　　　　）年 （ ）月期実績 |
| （単位：万円） | 決　　算 |  | 決　　算 |
| 資産計 |  | 負債計 |  |
|  |  | 純資産計 |  |
|  |  | 金融機関借入金 |  |
| 業績推移 | （単位：万円） | 　年　　　　月期実績 | 　年　　　　月期実績 | 　年　　　　月期実績 |
| 売上高 |  |  |  |
| 営業利益 |  |  |  |
| 減価償却費 |  |  |  |
| 銀行取引 | 金融機関名　（単位：万円） | 　年　　　　月期実績 | 　年　　　　月期実績 | 　年　　　　月期実績 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |

※創業予定の方や創業後間もない方で、財務内容や業績推移等の記入が困難な場合は、記入を省略いただいても構いません。また、個人事業主の方は資本金や株主・役員構成の記入は不要です。その他、記入欄・行数が足りない場合は、「・・・など」としておまとめください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業の内容沿革 など |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| ご相談内容（複数選択可） | □　新事業領域への進出、事業構想の精査 | □　資金繰りの円滑化、資金調達方法 |
| □　ビジネスモデル・事業計画の策定 | □　設備投資、各種補助金 |
| □　収益シミュレーション | □　人事・労務制度の構築・再構築 |
| □　売上の拡大、販路構築・ビジネスマッチング | □　社内人材の確保・育成 |
| □　原価・コストの適正化 | □　その他 |
| 具体的なご相談内容 |  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
|  |
| 面談希望日時※右の時間帯より選択のうえ、第3希望までご記入ください | 面談希望日時※1日目と2日目で時間帯が異なりますので、ご注意ください | 時間帯 |
| **11月13日（木）** | **11月14日（金）** |
| 第１希望 | 希望日　　　月　　　日（　　　） | 時間帯番号 | 1. １０：００～１０：４５
 | 1. ９：００～　９：４５
 |
| 1. １１：００～１１：４５
 | 1. １０：００～１０：４５
 |
| 第２希望 | 希望日　　　月　　　日（　　　） | 時間帯番号 | 1. １３：００～１３：４５
 | 1. １１：００～１１：４５
 |
| 1. １４：００～１４：４５
 | 1. １2：００～１2：４５
 |
| 第３希望 | 希望日　　　月　　　日（　　　） | 時間帯番号 | 1. １５：００～１５：４５
 | 1. １3：００～１3：４５
 |
| 1. １６：００～１６：４５
 |  |

**＜注意事項＞**

・ご記入いただきましたお客さまの情報は、委託者である佐渡市の他、受託者（本相談会の主催者）である㈱REBIRTH佐渡、　運営者である第四北越リサーチ＆コンサルティング㈱、㈱スナップ新潟において、本相談会の運営にのみ利用させていただき、お客さまの書面による事前の承諾を得ることなく、第三者に開示または漏洩したり、営業活動等に利用することはございません。

・本相談会におけるご相談や情報提供等は、ご相談者が意思決定をされるための助言です。最終的なご決断や行動は、自己責任において行ってくださいますようお願いいたします。

**本秘密保持義務は、相談期間終了後も有効に継続します。**